

別記

數額書

- 一、契約書ヲ改正スル事
 - 二、罰金ヲ即時返金スルコト
 - 三、給料ノ未拂ヲ即時支給スルコト
 - 四、今後未拂ヲ撤廢スルコト
 - 五、他名出張給料残額即時支給スルコト
 - 六、残業給料即時支給スルコト
 - 七、昭和二年ノ積立金即時拂戻スルコト
 - 八、臨時休業ニハ手當金ヲ支給スルコト
 - 九、公傷ノ時ハ手當金ヲ支給スルコト
 - 十、解雇手當退職手當制度ヲ設ケルコト
- 右十ヶ条即時御回答相成度候

中村
中村グラニツト商會主中村喜七殿
一ツト商會職工一日

5.11.13
1911

勞務第四〇八〇號

昭和五年十一月十一日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安津 謙蔵 殿
 社會局長官 吉田 茂 殿
 大政 神奈川 村 縣 知事 殿

中村グラニツト商會ノ勞働爭議ニ関スル件 (第二報)

要旨

ハ事業主態度強硬ニシテ交渉ニ應ズルニ至リ作業ヲ開始ス
 不勞働者側ハ大政工場職工及全國組合同盟ノ態度ヲ示シ

標記爭議ニ就テハ既報ノ處其後ノ經過左記ノ通

一 經過